

千葉県橋梁添架負担金徴収要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路の新設又は改築に際し、新設又は改築される橋梁（以下、「橋梁」という。）に添架する占用物件の管理者からその規模に応じ、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第58条の規定に基づき、原因者負担金を徴収するための手続等を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、次の各号によるものとする。

- (1) 占用希望者とは、道路管理者が道路を新設又は改築する際に、橋梁に占用物件の添架を希望する占用企業者をいう。
- (2) 占用者とは、橋梁への占用物件の添架に関して、法第32条の許可を得た占用希望者をいう。

(添架希望)

第3条 道路管理者は、橋梁の予備設計の段階で、主要な占用企業者に対し、橋梁への占用物件の添架希望について照会するものとする。

- 2 占用希望者は、道路管理者の指定した期限までに、添架しようとする占用物件の概要等について、道路管理者に協議しなければならない。

(添架負担金)

第4条 道路管理者は、前条第2項の占用物件の荷重が、単独又は同時に添架する他の占用物件と併せて50kg/mを超える場合は、次項により算出した増加する工事費を添架負担金として、占用希望者から徴収することができるものとする。

- 2 増加する工事費は、直接費及び間接費とし、直接費は次式により算定し、間接費は直接費の10%に相当する額の範囲内とする。

$$\text{直接費} = \frac{\text{上部構造の主構等力学的に添架荷重に関連するものの工事費}}{\text{各占用者の添架物件荷重}} \times \frac{\text{（橋梁の死荷重+活荷重）} + \text{全添架物件荷重}}{\text{（橋梁の死荷重+活荷重）} + \text{全添架物件荷重}}$$

- 3 添架荷重により、下部構造にも増加する工事費が必要となる場合は、占用希望者と別途協議して、負担金を徴収できるものとする。

(協議)

第5条 道路管理者は、前条第1項及び第3項の規定により各占用希望者から添架負担金を徴収する場合は、その額を算定し協議するものとする。

(占用許可申請)

第6条 占用希望者は、前条の協議が整った後、桁制作工事前までに法第32条に基づく橋梁添架の占用許可申請を道路管理者に提出しなければならない。

- 2 道路管理者は、橋梁に係る占用許可申請を占用希望者から受けたときは、当該橋梁

工事担当課へ意見を聴取するものとする。

- 3 橋梁添架工事は、別に定める「千葉市橋梁添架工事規定」に基づき施工しなければならない。

(支払い)

第7条 占有者は、橋梁工事が完成する迄に道路管理者の請求に基づき添架負担金を支払なければならない。

- 2 道路管理者は、橋梁の新設又は改築が完了したときは、遅滞なく、前項の規定により占有者が納付した添架負担金について精算しなければならない。

(疑義)

第8条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の内容について疑義を生じたときは、その都度、道路管理者は、占有希望者又は占有者と協議の上決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。